

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	C08.市HP(Top頁)の新着情報「令和7年度の全国一斉情報伝達試験の日程のお知らせ」について提言	3月31日に掲出された標題のタイトルのサイト内の試験の日程に誤りがあると思います。 ・令和7年 2月6日⇒令和8年 2月6日 ⇒添付画像C08.全国一斉情報伝達試験日程 ※写真については、公表しておりません。	平素は防災行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、御指摘いただきました日程につきまして、4/11にホームページの掲載情報を修正いたしました。 今後、掲載情報の誤りがないよう掲載時の確認に努めてまいります。	危機管理室	R7.4.7	R7.4.16
2	B97-2「台風時の避難入院制度」について吹田市の考えを教えてください	標題について、3月6日に投稿、3月24日に回答を頂きましたが、私の説明不足により、再度の市HPへの提言です。 ・危機管理室から回答がされるものと思っておりましたが、[すこやか親子室]および[地域保健課]からの回答でしたので、恐らく吹田市では、マニュアル化がされていないと思えます。 ・回答内容は、いずれも大規模・長時間停電が発生後の対応についての説明文であり、私の投稿の趣旨は、猛烈な台風の進路予想が吹田市を通過の予測の場合の事前避難入院についてです。 ・大阪府の洪水被害のハザードマップの吹田市域で、72時間浸水の地域があります。この場合、関電も被害復旧作業が困難と考えられます。もしもの時を考えて吹田市として、マニュアル化が必要と思います。 ⇒添付画像B97-2.避難入院-厚生労働科学研究の標題 ⇒添付画像B97-2.避難入院-厚生労働科学研究のはじめに [はじめに(抜粋)] 避難する場合、3～5名の介助者と移動用の自動車が必要です。警戒レベル3(高齢者等避難)の時点では、すでに、洪水の危険性は高まっており、道路が冠水し、通行できなくなり、訪問看護師などの介助者が来られないばかりか、避難もできなくなることが予測されます。したがって、人工呼吸器装着患者の避難を開始するタイミングは、災害発生危険性が推測できる発災 72 時間以上前と考えられます。 ⇒添付画像B97-2.避難入院-フロー図 ※写真については、公表しておりません。	児童部すこやか親子室では健康医療部地域保健課と災害時の難病児者のための災害対応マニュアルを作成しており、台風による風水害等で停電する可能性がある場合には、必要に応じて医療機関等と連携して入院先の調整を行うこととしています。 (担当:すこやか親子室) 地域保健課では、児童部すこやか親子室と災害時の難病児者のためのマニュアルを作成しており、台風による風水害等で停電する可能性がある場合には、事前避難入院についても、必要に応じて医療機関等と連携して入院先の調整を行うこととしています。 (担当:地域保健課)	すこやか親子室、地域保健課	R7.3.31	R7.4.15
3	B97-「台風時の避難入院制度」について吹田市の考えを教えてください	先日、吹田市在住の知人から、「台風時の避難入院」について聞きました。 ・近年、自然災害が多発しております。台風時の広域停電などにより、人工呼吸器管理の患者さんの「避難入院制度」について、吹田市が考えておられる事を教えていただけますでしょうか。市内には、該当される患者さんは、何人ほどおられるのでしょうか、把握はされているのでしょうか。 ・街を歩いていると、携行キャリアで酸素ボンベを持った方を時々見かけます。寝たきりの患者さんもおられるとの事です。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。	・広域停電等が発生した際には、すこやか親子室より人工呼吸器等を装着している18歳未満の医療的ケア児には、大阪府の要援護者支援基準に則り、状況確認を行い、長時間の停電時には入院の必要性を判断したうえで入院先の調整を行っています。 ・市内の人工呼吸管理の患者数(18歳未満の児童)については、すこやか親子室が把握しておりますが公表はしておりませんので、回答は差し控えていただきます。 健康医療部地域保健課が所管する難病患者への支援についてお答えします。 大阪府では、大規模災害等における難病患者の要援護者基準を設けており、24時間人工呼吸器等を装着している方、気管切開で吸引している方等が該当いたします。吹田市においても、その基準に則り、平時から地震や風水害等の災害時に備え、個別に災害時の手引きを作成している他、緊急時の電源確保方法についても関係機関と調整しているところです。 災害時には、必要に応じて医療機関等と連携して入院先の調整を行います。 要援護者基準に該当する難病患者の人数の把握はしておりますが、公表はしておりませんので、回答は差し控えていただきます。	すこやか親子室、地域保健課	R7.3.10	R7.3.24

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	B77.『凶悪犯罪発生時に犯人が刃物を持って逃走中の時、市民への周知方法』について教えてください。	・通り魔事件が、昨日JR長野駅前午後8時ごろ、3人が死傷。今日は岐阜市内の路上で午前7時前、1人が重症の事件が発生。いずれも犯人が刃物を持って逃走中との事です。 ・長野市の近くの小学校は今日、児童の半数近くが登校せず。…の報道がありました。 Q1:もし吹田市内に於いて、同様の事件が発生した場合、吹田市は市民への危険回避・注意喚起の広報はどのようにされますのでしょうか？ Q2:吹田市には、対応マニュアルはありますか？。吹田市と吹田警察署の役割分担はどのようになっていますでしょうか。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。	Q1について 本件と似た事件が本市で発生した際(令和元年 千里山交番で警察が刺された事案)は、HPで事案に関わる情報を集約し、一括して発信する専用ページを設けるほか、X(旧Twitter)等のSNS、J:COM、FM千里で広報を実施しました。また、公立小中学校、幼稚園、保育所の保護者にはメールで連絡を実施しました。今後、同様の事件が発生した場合には、上記と同様の対応を行うことを想定しています。 Q2について 本件のような危機事象が発生した場合には、事件に対する市の対応方針を決定した上で、対応方針に沿って各担当部局が回答1で記載した内容等を実施し、市民等の安全の確保や不安が解消されるよう対応していきます。 また、警察とも連携し、事案に関する情報共有や防犯カメラの活用によって早期に事案が解決するよう対応していきます。	危機管理室	R7.1.24	R7.2.18
5	B77-2.『凶悪犯罪発生時に犯人が刃物を持って逃走中の時、市民への周知方法』について。※未着で	1月24日に標題について投稿しましたが、2月17日現在、回答が未だ頂けておりません。 よろしくお願い致します。	2月18日に回答いたしました。	危機管理室	R7.2.18	R7.2.18
6	B80.「非常災害時での“救助用資機材”および“組立式給水タンク”の運用」について疑問	1-1)吹田市では、「非常災害時での“救助用資機材”および“組立式給水タンク”」を市内の各小学校に配備されていますが、近隣の住民の方々は、備付の場所を知らない方が大半。 以前、休日に校務員の方に備付の場所を訊きましたが「校長さんか、教頭に聞いて下さい」でした。 先日、1月31日に学校の校務員さんの登録募集について市HPに掲出されましたが、勤務は平日のみで土日祝日は休日のため不在。平日での勤務時間は、午前8時から午後4時30分までであり、休日・夜間などに於いて災害が発生した場合、標題の「資機材や組立式給水タンク」の運用について、吹田市は、どのようなイメージをされているのでしょうか？ 吹田市は、運営面で自治会とどのような協議をされているのでしょうか。書面は交わされていますか？ 1-2)教育委員会は、学校の“用務員制度”から“校務員制度”に変更時点で、危機管理室や水道部と合議をされましたか？ 2)非常災害時での“救助用資機材”は、学校以外に各交番の軒先のキャビネット内に保管されており、施錠されています。 非常災害発生時には、交番の警察官も現場対応で不在と思います。 吹田市は、どのような運用のイメージをされているのでしょうか？ ⇒この項については、過去にも投稿しており、その時の回答は「吹田警察署と協議をします」…でした。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、担当部署に供覧を願います。	1-1について 災害時の組立式給水タンクの運用につきましては、水道部職員が市内全小学校(36校)において当該タンクを運用することは困難であると想定していることから、各地区の連合自治会において実施していただくよう各連合自治会長に協力依頼を行っております。 自治会と書面の取り交わしについては特段しておりませんが、組立式給水タンクの配備を完了した令和3年度からは、有事の際に応急給水を円滑に行うため、各地区の連合自治会御担当者を中心に順次設置訓練や保管場所の確認を実施しているところです。 また、休日・夜間などに災害が発生した場合は、まず各小学校の緊急防災要員の職員が小学校や組立式給水タンクの保管場所の鍵を開錠することとなっております。 (担当:水道部総務室) 資機材については、住民が主体となり災害時の初期救助に活用いただくためのものとして配備しているものであり、配備先については、防災マップへの掲載に加えて、出前講座等の場を活用して、継続して周知を行っております。 (担当:危機管理室) 1-2について 救助用資機材等導入時に別途協議は行っておりません。 (担当:教育総務室) 2について 保管場所の開錠に当たっては、小学校については夜間・休日対応として緊急防災要員を配備しており、資機材の保管場所の鍵の開錠も含めて対応することとしています。毎年1月の一斉合同防災訓練では、災害時に資機材が円滑に活用できるよう連合自治会と学校に配備している資機材の確認も実施しているため、〇〇様もぜひ地域の訓練に参加いただき、直接御確認いただければと思います。 市内各交番については災害発生後には保管場所の鍵の開錠については交番の警察官が対応することになっており、資機材の鍵の管理や災害時の対応手順、資材の保管状況の確認を年1回実施しているところです。 (担当:危機管理室)	危機管理室、水道部総務室、教育総務室	R7.2.4	R7.2.14

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	B74-2.『吹田市一斉合同防災訓練』への提言	1月19日(日曜)に吹田市一斉合同防災訓練が行われますが、吹田市のHP(Top頁)は「災害モードに切り替え」をされますのでしょうか。 ・豊中市は、豊中市公式ホームページを、1月18日(土曜)に実施する全市一斉防災訓練に合わせて、各媒体の切り替え時のシステム操作手順や各種機能の動作確認のため、災害モードへの切り替え訓練を実施されます。 ⇒添付画像B74-2。豊中市HP防災訓練時の災害対応 ・吹田市に於いても。豊中市と同様のシステムの動作確認をされませんか。時間的に間に合えば・・・。 ※【参考】豊中市のHP「阪神・淡路大震災から30年」。市長メッセージ。防災パネル展(阪神・淡路大震災などでの市内の被害状況や、能登半島地震での被災地派遣職員の活動の写真)。 ⇒添付画像B74-2。豊中市のHP「阪神・淡路大震災から30年」。市長メッセージ。 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市でも、1月19日(日曜日)の訓練当日は災害モードへの切り替えを実施いたしました。	危機管理室	R7.1.17	R7.1.29
8	B74.『吹田市一斉合同防災訓練』への提言	1月19日(日)に行われる、市民に防災訓練の周知がされたとは、思えません。 1)2024年12月9日に掲出された、標題のタイトルが、市HP(Top頁)および新着情報に掲出されていません。 ・加えて、訓練当日は大学入学共通テストの実施日のため、市内各大学の近隣の7か所の施設に設置された屋外拡声器からは放送がされない事の周知が必要。市報1月号には記載無し。 ⇒添付画像B74。防災訓練・吹田市 ⇒添付画像B74。防災訓練:新着情報-12/9に無し 2)2024年12月9日に掲出された、標題のタイトルが、市HP(防災)の新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像B74。(防災)サイトの新着情報に無し 3)タイトルの閲覧数を教えて下さい(12/9~1/15の間) 4)サイトの冒頭に訓練の目的の記載が必要。⇒下記に記載(案) ※阪神淡路大震災(1995年)から30年。東北地震(2011年)。北大阪地震(2018年)。そして昨年1月の能登半島地震などの災害が有り、ある日突然にやってきます。日ごろの心構えや準備が必要です。訓練参加で防災意識を高めて・・・。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 各大学周辺の屋外拡声器の放送停止の件については、各大学と協議の上、対応しております。無線停止の周知については、市報に本市ホームページのリンクを掲載しているため、詳細はこちらから確認できるようにしております。 2について ホームページの新着情報の件は、毎年訓練を周知・実施しているものであり、ホームページ以外にも自治会の回覧やSNS発信など、多様な手段で情報発信しているため、新着情報への掲載がなくても大きな影響はないと捉えておりますが、より多くの市民が情報に触れられるよう今後検討させていただきます。 3について 要望いただいた期間中(12月9日から1月15日まで)の閲覧数は、1453件です。 4について 本訓練は、市主催の訓練として市が目的を定めて実施しており、その目的に合わせた訓練内容を実施するとともに、必要な周知・啓発を行っているものです。	危機管理室	R7.1.15	R7.1.28

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	能登半島地震の黙祷について	来年元日で、能登半島地震から1年が経ちます。そこで提案ですが、能登半島地震で死んでしまった人を追悼するため吹田市が元日に営業している商業施設や娯楽施設で、来年の元日夕方4時10分になったら黙祷を呼びかける店内放送を流すよう要請することはできませんか。 また、防災無線で、能登半島地震の黙祷を呼びかける放送を流すことはできませんか。	能登半島地震で亡くなられた方々への追悼する気持ちは深く理解いたします。本市では、能登半島地震で被災した自治体の支援を行うとともに現地で節目ごとに追悼をしております。 しかしながら、黙祷の要請につきまして、商業施設や娯楽施設は各施設の判断で運営しており、平時において本市から運営等に関する個別要請を行うことは、施設の運営に影響を及ぼす可能性があることから難しい状況です。また、防災行政無線は、災害時における緊急放送や訓練放送を目的として運用しており、目的外の運用は市民の混乱を招く恐れがあることから行うことができません。ご理解いただきますようお願いいたします。	危機管理室	R6.12.9	R6.12.25
10	B62-2。「特殊詐欺に注意」について⇒回答が未だです。	11月26日に投稿しました標題のタイトルについての回答が、未だ頂いておりません。 市民の声の投稿窓口である市民総務室は、日常管理をどのようにされていますか？	回答が遅れ申し訳ございませんでした。12月19日(木)付で回答させていただきます。 市民総務室広聴担当では、回答期限までに回答ができていない所属に対しては、回答の催促をし、期限内の回答となるよう努めております。	市民総務室	R6.12.18	R6.12.25
11	B62。「特殊詐欺に注意」について	11月21日に市HPに掲載されたタイトル「特殊詐欺に注意」についての提言、疑問。 1)「特殊詐欺に注意」についてのチラシの掲示が、市の公共施設(公民館他など)やスーパーの掲示板から、6月頃から全く見ません。何故、取外しの通知をされたのでしょうか？ ・11/19の報道。大阪府警、今年府内で発生した9月末時点での特殊詐欺事件の件数は1,966件。被害額は43億円あまりで、昨年同時期を約16億円上回っている。 ・吹田市の特殊詐欺件数(1～10月)は、大阪府下でワースト2位で106件。大阪府警情報。 ⇒市HPでは、「吹田市特殊詐欺集中対策本部」を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。…の記述に違和感が。 ⇒対策本部長は後藤市長としますので、関係各課にどのような指示をされているのでしょうか？ 2)市HPに防犯機能付き電話機を採用された方のアンケート結果(令和5年度購入補助申請者957人)を初めて見ました。 ・サイトの内容を更新されたのであれば、タイトルに補記「特殊詐欺に注意(アンケート結果を追加)」されたら市民のクリック増が期待出来るかも…。 ※現状では、タイトルが最初から同じで変化が無ければ、市民への訴求力が弱いです。 ⇒サイトの閲覧件数(4～11月)を教えてください。 3)11/18の市HP「防犯機能付電話機等購入補助」のサイトには、アンケート結果のグラフの記載がありません。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。	1)について チラシの掲示については配架場所や期間は各施設のご判断にお任せしており、取外しの通知をしたものではありません。 「吹田市特殊詐欺集中対策本部」を設置し集中的に対策する期間は令和5年(2023年)12月31日で終了しております。 終了後は関係各室課で対策を継続し、市民総務室では特殊詐欺に関する最新事例の提供や防犯機能付電話機等の普及に向け高齢者の集まる場、高齢者を対象とした事業の中で周知啓発を行っています。 2)について 更新したことがわかるようにタイトルに「令和5年度防犯機能付電話機等購入補助申請者を対象としたアンケートの結果を掲載しました。」を記載しトップページの「新着更新情報」に表示されるように編集しました。 サイトの閲覧件数(4～11月)については1,268件でした。 3)について 「防犯機能付電話機等購入補助」のサイトにもアンケート結果を掲載しました。	市民総務室	R6.11.26	R6.12.19

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	市内の災害用wifiの設置について	2024年8月31日にさいたまスーパーアリーナで行われたアニメソング専門音楽フェスアニサマというイベントがありました。休憩時間中に当時台風10号が日本に接近していたのでそれに関する情報を収集しようとスマホで天気予報サイトにアクセスしましたが回線が混雑して天気予報サイトやツイッターなどにアクセスできず、もし、阪神大震災や東日本大震災のような大規模な災害がイベント会場で起きた時スマホで、災害情報や安否情報を見るのが困難になるのではないかと思います。 そこで提案ですが、吹田市内の災害時の避難所としてよく使われる公立学校やイベント会場として使われるホールやスポーツ競技場など公共施設に災害用wifiの設置義務化してほしいです。	市内の避難所に指定されている施設につきましては、公衆Wi-Fiを整備しております。 その他公共施設におきましても吹田市公衆無線 LAN(Wi-Fi)整備方針に基づき、対象施設に公衆Wi-Fiを整備しております。	危機管理室	R6.11.13	R6.12.2
13	B55. 阪神淡路大震災時の吹田市での被災写真を市HPに掲載要望	来年1月17日が、発災から30年。ネットのニュースでは、体験や教訓を後世に継承する催しが行われています。 1)吹田市でも被害があった記憶が有ります。近隣では石垣が崩れ落ちたり、余震時には地鳴りがしていました。内本町の寺院の屋根が損傷。榎ノ木町での蔵が損傷など。 会社に行くのに、交通機関が全線ストップの為に、タクシーで出社の記憶があります。 ⇒当時の身近な被災写真ならびに被災状況を市HPに掲載・周知で、市民の災害に対する意識の啓もうをされませんか。 ⇒吹田市民の40才未満の方々は、記憶が無いと思いますので、後世の為によろしくお願いいたします。 2)吹田市は、所蔵する写真が無ければ、市民から募集をされませんか？ 3)大阪管区気象台が、来年1月が阪神・淡路大震災30年を機に特設ページを公開されており、被災写真は、豊中市、池田市、大阪市のみであり、吹田市の写真がありません。 ⇒添付画像B55 大阪管区気象台HP。豊中市、池田市。大阪市。…2枚 ※広報課に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	お問合せのありました標記の件につきまして、貴重な御意見をいただきありがとうございます。いただいた御意見を参考に室内で検討してまいります。 今後とも本市防災行政に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	危機管理室	R6.11.6	R6.11.26
14	災害緊急有線放送	近くの、団地から昨日津波の緊急放送が流れたように思いますが、実際には何を言っているのかまったく聞き取れない。 設備の無駄使いでしょう、もっとSNSの活用を考えたほうが良いのでは。 あんな有線設備に税金をかけるのはただやってますというのなら直ちに改善されたほうが良いのでは。	本市におきましては、試験日当日に市内の公園、配水場等に設置されている屋外スピーカーから試験電文が放送されます。 訓練実施に当たり、事前に吹田市公式LINE、X(旧Twitter)からお知らせを配信し、市民の方への周知に努めております。 また、放送内容が聞き取りづらい場合には、防災行政無線自動応答サービスを運用しており、050-3138-4211にお電話いただくと放送内容を確認することができます。	危機管理室	R6.11.7	R6.11.15

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	路上飲酒に関する意見	東京の渋谷区では、条例で路上や公園での飲酒を制限しています。吹田市でも、条例で「路上飲酒」を禁止して下さい。	渋谷区においては、ハロウィーンなどのイベント期間において渋谷駅周辺の秩序が悪化する事態になったことや、迷惑路上飲酒が常態化したことから一部地域の特定の時間において路上飲酒を禁止することになったと認識しております。本市においては、条例による制限ではなく、路上飲酒によって秩序が脅かされる事態ならないよう注意するとともに、秩序が脅かされる事態が頻発化する状況が生じた場合には、警察等の関係機関と連携して対応してまいります。	危機管理室	R6.10.21	R6.11.12
16	B50。吹田市の「災害時応援協定締結一覧」についての意見要望	吹田市の危機管理室が非常災害時の対応で関係機関と締結。一覧表を作成(令和6年3月31日)をされており、意見要望。 1)一覧表の中に、“関西電力送配電株式会社”の名称が有りません。大阪ガス株式会社や西日本電信電話株式会社の名称が記載されている事から、必要と思います。 2)能登半島の地震や豪雨災害に伴う被災家屋対応で、吹田市は、“No.50-大阪土地家屋調査士会”と協定をされていますが、災害時に被災者支援を迅速かつ円滑に実施できるよう、“大阪府行政書士会及び大阪司法書士会”それぞれと協定を締結されたら良いかと思ひます。 ⇒添付画像B50-北摂他市の締結内容(PDF) 3)一覧表の項目数が、95か所ある事から、万が一非常災害が発生した場合、関係箇所への連絡・要請をするだけでも相当な労力・時間が必要です。 ⇒手際よく行うために一覧表の作成だけではなく、担当部署の職員への業務分担、役割分担表などは、出来ていますのでしょうか。 4)一覧表の2頁のNo.20に取消線がされていますが、これの説明書きが、最後の8頁の欄外に記載されています。⇒イザという時に迷わないように、当該の2頁の欄外に記載されたら良いと思ひます。 ⇒役所の人事異動が、3～5年毎に行われる…と聞いておりますので。現状では、一覧表を作成した方しか分からないと思ひます。 ⇒添付画像B50-取消箇所 ※南海トラフ地震による注意報道が8月にありましたので、体制の確認が必要かと思ひます。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 大阪ガス株式会社や西日本電信電話株式会社とは通常の災害対応連携に加え、後方支援活動拠点の使用、特設公衆電話の設置など協定に基づく連携内容があることから一覧に記載しております。 関西電力送配電株式会社を含む指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み市の活動が円滑に行われるようその業務に協力することを吹田地域防災計画に記し連携を図っております。 (担当:危機管理室) 2)について 大阪司法書士会とは、令和5年(2023年)12月に、災害時における被災者相談業務の実施に関する協定を締結しております。 一方で、大阪府行政書士会とは、同会と大阪府との間で協定が締結されており、これに基づいて災害時に本市に行政書士を派遣してもらうことが可能であることから、現時点では締結を予定しておりません。 (担当:市民総務室) 3)について 関係機関への要請方法や担当については、受援計画において定めております。実効性を高めるため、訓練を通して協定先との連携強化に取り組んでいます。 (担当:危機管理室) 4)について 参考とさせていただきます。 (担当:危機管理室)	危機管理室、市民総務室	R6.10.8	R6.10.24

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	B45。能登半島の豪雨災害での吹田市の輪島市への救援・支援状況を教えて下さい	9月21日に輪島市に線状降水帯が発生し大雨特別警報が発表され、輪島市では6河川の氾濫で土砂崩れ。山津波による大量の流木や土砂による家屋への被害。市内で浸水。1月の地震時の仮設住宅も床上浸水の被害。5力所(192戸)。 ・道路の寸断による孤立集落が輪島市で99か所。停電・携帯電話基地停波で通信障害。断水による影響(飲料・料理・生活用水・病院)。食糧他生活必需品の不足などの報道。 ・9/26現在、輪島市断水2,822戸。能登地震被災で1～8月に早期退職職員。輪島市17人、石川県109人。岐阜県の派遣職員から「輪島市災害対策本部は非常に慌ただしい動きが続き、市職員は疲労の色が見える」と。 1)吹田市の「輪島市と「輪島市復旧支援協定」を令和6年4月3日締結されている中で、吹田市のHP、消防本部や水道部のHPには、支援内容が皆無。 ・但し、9月27日に「能登半島大雨災害義援金を受け付け開始」のみ。 2)[大阪府下の支援状況]…ネットのニュース。 ・9/21-大阪府は21日に園からの出動要請を受け、府内6つの消防本部と大阪市消防局は計61人の隊員を輪島市に派遣。14人を救助。 ・9/24-大阪府内の消防本部と大阪市消防局は引き続き行方不明者の捜索や救助活動で、計55人が出発。先に派遣されている部隊と交代。 ・9/26日時点で大阪市消防局を中心とする府内の消防隊員計15隊72人が活動。ヘリによる上空からの捜索。大型水陸両用車や重機を使い、人命救助と捜索に従事。河川の氾濫や道路の崩落で孤立した家屋、集落での救助。 ・9/27-大阪府は、27日にも61人の救助隊員を派遣。 ・9/26-東大阪市は、輪島市の要請を受け、備蓄の土のう袋2千枚を発送。 3)[大阪府以外の支援状況]…ネットのニュース。 ・安否不明者の捜索・救助活動で、岐阜県内の消防が73人。警察、消防、自衛隊総勢約500人の捜索隊。9/22-名古屋市上下水道局。 ・避難所運営支援などで輪島市へ三重県から職員2人。岐阜県と岐阜、瑞穂、関の3市の職員16人。長野県の職員6人。倉敷市社会福祉協議会が被災地へボランティアセンターの運営で職員5人派遣。 ・宮崎県延岡市、鹿児島県姶良市が、輪島市へ簡易トイレ、土のう袋、ブルーシート。9/26-今治ライオンズクラブが、タオルや飲料水など12トントラック1台を石川の被災地へ。 ※徳島県は派遣中の職員や、以前から交流のある輪島市門前総合支所の職員に連絡。要望を受け、備蓄していた携帯トイレ、マスク、土のう袋を送る。 ・愛媛県宇和島市が、輪島市へトイレカー派遣。熊本から輪島市の道路の土砂除去の重機ボランティア。輪島市の浸水した仮設住宅への支援や中学校体育館の土砂除去ボランティア。 ・総務省から輪島市への「カウンターパート」の支援要請を受けて、三重県が職員2人。徳島県は職員2人を派遣。既に2人の職員を派遣。 ・岐阜県は輪島市の対口支援団体に指定。現地との情報連絡員として職員派遣。 Q1:後藤吹田市長様は、上記の輪島市の状況の中で、輪島市の被災状況の把握、そして支援の要否。内容・方法などについて、いつ、どのように検討、指示をされたのでしょうか。 Q2:吹田市には、総務省災害マネジメント総括支援員の危機管理室職員2名がおられます。元日の地震時には、「輪島市災害対策本部へ派遣(1月4日～12日、1月17日～25日、3月21日～3月23日)。市長への助言、幹部職員との調整、被害状況や応援職員のニーズの把握、被災県・関係機関・総務省との連携などを実施。」をされましたが、今回の豪雨災害では、どのように行動されましたか。⇒後藤市長様への進言内容を教えて下さい。 Q3:吹田市の消防職員が、大阪府大隊(土砂・風水害機動支援部隊)に参加して活動をされたのであれば、労苦に報いるためにも市HPに掲出されませんか。	Q1について 総務省、石川県及び輪島より本市に対するマネジメント支援要請があり、職員を派遣して被災地で活動を行っています。地震対応が続く被災地において、今回の豪雨によるダメージは大きく、市民、職員含め疲弊している状況です。円滑なマネジメントが行われ、被災された方々の日常を少しでも取り戻していただけるよう、輪島市災害対策本部のマネジメント支援にあたっています。 (担当:危機管理室) Q2について 支援については上記のとおりです。市長への助言は、被災地における災害マネジメントであり、本市に対してではなく、輪島市長や、幹部に対して行うものです。 (担当:危機管理室) Q3について 貴重な御意見ありがとうございます。この度の隊員派遣情報につきましては、随時SNSにて広報させていただいておりますが、今後ホームページにも掲載予定です。 (担当:総務予防室)	危機管理室、総務予防室	R6.10.1	R6.10.16
18	B29。9月3日実施の「大阪880万人訓練」について吹田市のHP(Top頁)に掲出要す	・他市のHPで知り、吹田市のHPで検索をすると、防災訓練のサイトに8月20日掲出されていますが、市HP(Top頁)に掲出されていません。よほど関心が有る方しか目に触れません。 ・当日は、大阪府域にいる方の携帯電話に訓練用の緊急速報メールが届きます。 ⇒携帯電話が鳴ってはいけな場合は、あらかじめ電源を切っておく必要があり、事前周知は必要。自動車などの運転中は危険。 ・訓練の参加登録を考えておられる企業及び団体、学校、自治会、府民が例年、多く有るので早い目の市HP(Top頁)に掲出要す。 ・今年から、新たに参加された方には、「参加認定証」が進呈されることから、市HP(Top頁)に掲出要す。 ※市報9月号の3頁に、「自助・公助・共助」の説明文が有ります。吹田市は市民に情報提供で、災害発生時に自分の身の安全を守ることや、その後どう行動するかを考えるなど、それぞれできる範囲で災害対策を考える機会を提供する義務があると考えます。 ※9月6日(金)に実施される「災害時帰宅困難者体験訓練」も市HP(Top頁)に[再掲]で、市民に再周知が必要。 ※広報課に供覧を願います。	貴重な御意見をいただきありがとうございます。880万人訓練のホームページでの掲出方法については、いただいた御意見を参考に視認性を高め、より多くの方が情報を得られる方法を今後検討してまいります。	危機管理室	R6.8.30	R6.9.12

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	B21。吹田市HP新着情報の7月3日の「吹田市地域防災計画等修正支援業務」のタイトル及び内容に疑問	1)このタイトルでは、自治会の防災組織・市内の企業への支援なのか、吹田市の防災計画に関わるものかが不明。 ⇒添付画像B21-サイト、公告文(令和5年5月10日) 2)サイトを開くと、冒頭に「募集を終了しています」の表記があります。 ⇒入札案件ならば、タイトルの末尾に「一般競争入札について」の補記が必要。※他部局ではされています。 3)公告文の入札募集タイトルは「吹田市地域防災計画修正(新地震被害想定)支援業務」となっており、HPの新着情報のタイトルは、公告文のタイトルに合致すべき。 4)開札日が、「令和5年5月31日」となっており、今日は令和6年7月21日であり、1年前の内容がHPに掲載されており、何かが間違っています。 5)公告文の募集日が、「令和5年5月10日」となっていますが、令和5年5月10日の吹田市のHPの新着情報には、掲載がされていません。 ⇒添付画像B21-新着情報-令和5年5月10日。当該のタイトルの掲出なし 6)落札業者の“パスコ”様は、吹田市の何を見て入札をされたのでしょうか？応募の年月日を教えて下さい。 7)業務期限が、令和6年3月31日迄であることから、落札業者から成果物は市に提出済みと考えます。 ⇒危機管理室は、市民への広報・周知は何時頃の予定ですか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 吹田市における防災計画は、災害対策基本法第五条に基づき「吹田市地域防災計画」という名称で作成しております。そのため、吹田市地域防災計画の修正を支援する業務であることから「吹田市地域防災計画支援業務」として入札を行っております。 2について タイトルから入札方法がわかるよう今年度の業務では、一般競争入札を追記いたしました。 3について ホームページの新着情報タイトルと公告文のタイトルの整合性をとるよう行ってまいります。 4について ホームページの更新の際に誤って、昨年度の内容も掲載しておりましたので削除いたします。 5について ホームページの更新の際に、手違いがあり新着情報への掲載が行われなかった可能性があります。今後は、新着情報に掲載に漏れないよう確認をしてまいります。なお、今年度の本業務における入札では新着情報に掲載しております。 6について 令和5年5月10日(水)にホームページに掲載しております。当該事業者は、令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧の募集中案件を見て入札に来たと考えております。 7について ホームページにおいて吹田市地域防災計画及び被害想定に関する内容を更新いたしました。今後、修正内容を踏まえて市民の皆様には防災啓発を行ってまいります。	危機管理室	R6.7.22	R6.8.6

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	B19。「危険物安全週間、危険物安全月間」について吹田市のHPIに掲載	政府や大阪府が啓蒙されていますが、吹田市のHPIには、掲出されていません。 1)危険物安全週間(6月2日(日)～6月8日(土))は、危険物を貯蔵・取扱う施設における危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発を全国的に推進するため平成2年に制定され、平成3年から実施されています。 2)危険物安全月間(6月1日(土)～6月30日(日))。大阪府は、毎年6月の1か月間を危険物安全月間とし、危険物関係事務所の保安体制の確立並びに危険物に関する意識の高揚および啓発を積極的に推進しています。 Q:吹田市内の建物の外壁の塗装工事での塗料缶の保管に関する規制法令名と何条なのか教えて下さい。 ※工事は、既に終わっています。工事期間は約3か月。保管場所は、市民など不特定の方が通行する通路横で、パイロンで区画されていますが、隔壁やドアは有りません。 ⇒添付画像。塗料缶(1トウ缶が多数)の保管状況 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について ご意見を頂きましたとおり、掲出すべき内容でしたので6月5日に掲載いたしました。 2)について 塗料については危険物であるものと危険物でないものがあります。危険物である塗料の場合は消防法や火災予防条例で規制されます。消防法では保管＝貯蔵という言葉で表現され、消防法第10条第1項では「指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない」と規定されていますので、指定数量以上の危険物の場合は、許可施設ではない、一般の場所で保管できないということになります。 また、指定数量未満の危険物であっても、火災予防条例第30条～32条によって貯蔵及び取扱いの技術上の基準等が規定されています。	総務予防室	R6.6.3	R6.6.7
21	続-94。2月8日掲出の市HPタイトル「吹田市地域防災計画修正案に対する意見募集」での要望	「吹田市地域防災計画修正案に対する意見募集」をされていますが、1月1日の能登半島の巨大地震に伴う被災状況に関して吹田市の対応策が反映されていないと考えます。 ・支援対策本部長である後藤市長さんの市民への発信が全く有りません。 Q1:吹田市の職員の方が被災地に派遣、支援に行かれています、本部長さんへの報告会がされたのか、否かが、市民への情報提供が全く有りません。 ・報告がされているのであれば、現地で活躍された吹田市の職員(市の現状の知見を有しておられる)が現地での体験から吹田市の課題を本部長さんに報告しておられるものと推察。 Q2:支援対策本部長である後藤市長さんは、吹田市の課題を市民に情報提供を願います。 [吹田市職員の派遣状況] ⇒※水道部(2月9日に帰還)を除き他は1月中旬に帰庁。※2月15日の市HPから転載。 ・総務省災害マネジメント総括支援員の危機管理室職員2名を石川県輪島市へ派遣(1月4日～12日、1月17日～25日予定)。 Q3:総括支援員の権限として「市長への助言」が有りますが、何を助言されたのでしょうか？ ・大阪府看護協会から派遣依頼を受け、市立吹田市民病院の認定看護師1名を輪島市へ派遣(1月15日～1月18日)。 ・大阪府が派遣する災害時健康危機管理支援チームの一員として保健師1名を派遣(1月18日～1月24日)。 ・消防隊1隊5名を派遣(1月1日～1月5日)。その後も交代要員の派遣。現地の活動を終了後、1月21日に帰隊。 ・水道部からは、給水支援活動を令和6年2月5日から派遣。2月9日に帰還。 ※能登半島での被災と、吹田市の市街地での被災に対する課題は異なりますが、吹田市としての課題は有ものと考えます。 ※ネットのニュースでは、他の市・県などの派遣職員が毎日のように帰庁後、行政の長に報告会の情報が。	いただきました質問「2月8日掲出の市HPタイトル『吹田市地域防災計画修正に対する意見募集』での要望」について、以下のとおり回答いたします。 令和6年能登半島地震の被災地への職員派遣により得られた経験・知見については、本市の防災対策にも活かすべきものが多くあり、それらを十分に検証・分析を行った上で、しかるべき時期に庁内外における活動内容の発信や本市地域防災計画への反映を行っていく予定でございます。	危機管理室	R6.2.16	R6.3.1

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	続-87-3。新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動についての要望。	1)吹田市の令和6年能登半島地震の支援等について1月30日に、消防本部からの派遣による活動状況のリンク先を貼って、市民が支援先の情報や、消防署員の活動内容の広報を要望しましたが、未だです。 ⇒水道部が、2月5日に能登に出発し、活動しておられますが、危機管理室のサイトには、2月9日現在、まだ、記載されていません(1月24日のままです)。雪の中で活動されているのに・・・ ・水道部が市のHPの新着情報に2月5日に掲出されましたが、現在は下の方に繰り下って市民の目に触れにくくなっています。 Q1:なぜ、リンク先を貼られないのでしょうか?。水道部の活動の記載が無いのは何故ですか?。 2)市職員の現地派遣以外に、被災者の支援項目について北摂の6市(除く吹田市)の状況は、多くの項目が記載されています。 Q2:吹田市として、被災された2次避難者への想定される支援項目の取組みを速やかにされたら・・・ [他市の支援項目] ・パスポート手数料の減免(外務省) ・予防接種の取扱い、新型コロナワクチン接種 ・特例貸付(緊急小口資金) ・石川県外に避難されている情報登録。石川県珠洲市への寄附金の代理受付 ・被災された方への支援総合窓口 ・福祉や生活全般に関する相談窓口 ・水道料金および下水道使用料の減免 ・子ども服、自転車、バス無料乗車券の提供(豊中市) ・市立豊中病院の初診時選定療養費の免除(豊中市) ・罹災証明書の申請支援 ・妊婦・乳幼児、未就学児、こどもの一時預かり、小・中学生への支援(豊中市) ・児童生徒の受け入れ(就学援助費の支給) ・転入手続き、マイナンバーカードの電子証明書 ・生活保護制度 ・一部負担金の減免(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療) ・障がい福祉サービス ⇒関連添付画像(池田市、箕面市、豊中市、摂津市、茨木市、高槻市の支援サイト) ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	能登半島地震への支援活動ページへのリンクにつきましては、2月16日に掲載させていただきました。 また、吹田市内に避難された被災者への支援は現在のところ個別対応を行っておりますが、頂きましたご意見につきましては参考とさせていただきます。	危機管理室	R6.2.13	R6.2.29
23	続-92。新年1月1日の能登半島の巨大地震に関連して、吹田市と友好都市である2町で津波警報が発令されており、被災確認・影響の有無は?	友好都市である“福井県若狭町(震度4)”および“兵庫県香美町(震度3)”であり、地震による影響は無いと考えられますが、津波警報が発令されており被災状況の確認は、されましたのでしょうか?。 ⇒添付画像。(震度・津波警報) ・個人に置き換えれば、仲の良い友人には「どうやった?。大丈夫か?」と問い合わせをします。 ⇒都市魅力部 文化スポーツ推進室は、確認をされましたでしょうか?。 ・万が一、支援が必要であれば、吹田市に於いて支援の体制が必要となります。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市の友好都市とは災害時の相互応援協定を締結しており、地震等の災害発生時には災害規模や被害状況に応じて危機管理室から連絡を行っています。	危機管理室	R6.2.13	R6.2.20

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	深夜23時、府営吹田藤白台住宅3棟駐車場に不審な車が止まっていて車内にいた輩に絡まれたので110番しました	2024年1月19日23時頃、府営吹田藤白台住宅3棟駐車場の上の階(屋上の下)に不審な車(ナンバーは〇〇)がいました。 この車は軽自動車であつたので見てみると警告と書いてあり、契約者でない者が駐車しているので警察がうんぬんと書いてありました。 するといきなりその車に乗っている輩に何してるん? コラーと言われクラクションを鳴らされました。 驚いて見るとその車にも同じ張り紙が貼られていました。 夜23時にエンジンをかけずと車の中にいる時点で目的が不明であり不審者であること、そしてお金を払わずに第三者が勝手に府営住宅駐車場に駐車していることは確定したのでその場を立ち去りながら即110番通報して警察官に来てもらうことにしました。 20分経っても来る様子がないのでまた110番に電話すると警察官が来ているとのことだったので、上から様子を見ると警察官と話をしている輩の声が聞こえてきました。 もちろんこの輩は警察官から免許を提示させられたはずで警察に住所や氏名を提供することになり、今後は警察からマークされることになったでしょうから下手なことではできなくなりましたね。 このような事件に本当に憤慨しています。 府営住宅駐車場に勝手に止めて管理事務所から警告の張り紙を車に貼られても居座るこのようなヤバい輩がうろついているのに自治会は回覧も回さないし何もしない。紙を貼ったということは当然ナンバーも控えていることだろう。 府営住宅や自治会に不審者の件を情報共有、そして回覧やエントランスでの張り紙(見慣れない車が止まっていたら110番通報と記載)お願いします。 当然自分の隣の車のナンバーくらい覚えていようから。	1月22日付でお問合せいただいた件につきまして、回答が遅くなり、申し訳ございません。 いただいたご意見は吹田警察とも共有させていただきました。 引き続き、危険を感じた場合には速やかに通報していただきますようお願いいたします。	危機管理室	R6.1.22	R6.2.6
25	防災訓練参加時の配布物について	本日防災訓練に参加しました。 参加者に配られたグッズに辟易。 ●賞味期限の切れた缶パン ●賞味期限が今月の非常食 ●セツに缶切りが付いてたはずのものをバラして配り缶切りがないと開けられない非常食 ●賞味期限が一年持たない水 どうゆうつもりで配布したのか? 試食ならそうと断りを入れるべきではないですか?と思いました。 高い市民税は何のために払っているのか?? 回答求めます。	1月21日に実施しました吹田市一斉合同防災訓練では、各地域の連合自治会において訓練が実施されることに合わせて、訓練参加者が各家庭での備蓄について考えていただくきっかけとしていただくよう、配布用としての備蓄食料等を市から連合自治会に提供しているものですので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。また、今後の訓練においても、連合自治会が物品を配布する際に正しく趣旨を伝えていただけるよう、情報共有に努めてまいります。 なお、乾パンについては、本市から今回の訓練の機会に提供したものではありません。	危機管理室	R6.1.22	R6.2.2

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	続-87。新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動について教えて下さい	元日の午後4時10分ごろに能登半島で発生した、阪神淡路大震災の数倍の地震により被災された地域では、救出・救命活動が行われており、捜索が進むにつれ新たな不明者・死者の増加。 また余震が続く中、寒く雨が降る中での避難生活や救急活動が行われており、停電・断水、道路の通行止めによる食糧他生活必需品の不足。数多くの報道が… 上記の状況の中で、消防庁からの要請を受け、緊急消防援助隊大阪府大隊が編成され、合計54隊212人が輪島市で活動中(1/4発表) ⇒添付画像 [大阪府下の派遣状況]…全てでは無くピックアップの市 ・大阪市消防局、石川県能登地方へ派遣。1月1日 午後7時5分に2隊12人。午後8時40分に大阪市15隊52人。午後10時45分に大阪市3隊10人が出発、 ・池田市-消防援助隊派遣。箕面市-2日午前2時に出動。豊中市-救助隊1隊と救急隊1隊の合計8名。 ・摂津市-(第二陣)に消防職員を派遣。茨木市-消防隊1隊5人。高槻市-救助隊1隊および後方支援隊1隊。 ・堺市-1月1日 午後8時48分 5隊21名(指揮隊、消火隊2隊、救助隊、救急隊)。 1月2日 午前2時45分1隊6名(後方支援隊)。 ・八尾市-1月2日 AM2時00分 後方支援隊1隊。 [日本水道協会からの派遣要請]…全てでは無くピックアップの市 ・豊中市-1月3日、被災地に向けて職員4名を派遣。高槻市-応急給水活動に向けて給水車を待機中。 ・堺市-給水車両2台と指揮車1台、職員6名を石川県へ派遣 ・その他-令和6年市消防出初式【中止】がHPIに。会場が支援物資の輸送基地となるため、消防署員の派遣のため…他。 ・その他-市HPIに義援金募集を掲出の市も。 [電力会社からの応援] ・関西送配電と中部電PGの2社が3日に派遣している第1陣と合わせて、要員434人(協力会社160人含む)高圧発電機車、工事車両、高所作業車、サポート車両。東電PG・協力会社も。東北も準備。 Q:他市の被災地への派遣状況の中で、吹田市のHPからは能登半島の地震に対しての情報発信が見られませんので、教えて下さい。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	令和6年能登半島地震に係る本市からの支援等については、市ホームページ「令和6年能登半島地震の支援等について」(トップページ>安心・安全>防災>災害支援>令和6年能登半島地震の支援等について)にて発信しておりますので、そちらからご確認いただけます。 また、随時情報を更新してまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。	危機管理室	R6.1.5	R6.1.22

市民の声と市の回答(分野別:防災・防犯)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	吹田市のHPで、3月21日の「Jアラートによる情報伝達訓練」のタイトルおよびサイトに違和感があります。	・私の理解は、ミサイルなどの飛来時に国が発信する全国瞬時警報の送信システムと吹田市の受信機・防災行政無線システムが正常に動作するのかの確認のための試験放送であり、市民には「訓練」のタイトル文には違和感が。 ・吹田市HPの3月21日のサイトには、1-実施月日、実施時刻の記載がありません。⇒市民はどのように解釈をすればよいのでしょうか。 2-サイトの「これはJアラートのテストです」×3回+…の表記がありますが、放送内容の確認をするために自動応答ダイヤルに電話をしましたのが「吹田市では、現在ありません」のメッセージが。⇒正常化が必要。 ⇒訓練では無く、試験放送であることの周知ならびに、市民には屋外拡声局の位置確認と放送状況の確認の啓蒙周知が必要。 ・サイトには、屋外拡声局の設置位置図の表記が無いので記載願う。吹田市は人口増加しており転入者もおられます。大学生も市内に5万人近くの方がおられ周知が必要。 ・国からの送信内容が吹田市の受信機・拡声放送設備が正常に機能したのかの市民への報告が過去から全くありません。 ⇒昨年、他市では拡声放送設備が数カ所、正常に機能していなかった…の報道もありました。 ・Jアラートによる情報伝達試験で、吹田市は拡声放送設備が正常に機能しているのかの確認は、庁舎内でどのようにされているのでしょうか。 ・万が一ミサイルが飛来した時の、避難時の留意点、避難可能な地下施設などのリストなどの掲載が必要かと思います。 ・市報の3月号で、「危機管理センターの特集」の記事が掲載されていますが、非常時に危機管理室が正常に機能するのか、市民に的確な情報提供がされるのか不安です。危機管理室のHPサイトの日常管理の現状と今後どうされるのか教えて下さい。	①Jアラートによる情報伝達訓練というタイトルについて Jアラートによる情報伝達については、「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を使用した年間試験」として全国一斉情報伝達試験と緊急地震速報訓練を行っているところです。緊急地震速報訓練では、市民の皆様にも身を守る行動をとっていただく訓練をお願いしていることから、Jアラートによる情報伝達「訓練」というタイトルを使用しております。 ②情報の掲載について(HPのJアラート専用ページ、屋外拡声局の位置図) 3月21日のホームページ更新につきましては、令和5年度の実施の日時を掲載したものです。 また、御指摘いただきました屋外拡声機の設置図については、Jアラートによる情報伝達訓練のページにも掲載いたしました。 ③自動応答ダイヤルについて 自動応答ダイヤルで放送内容を聞くことができるのは、原則、発報したその日までとしております。3月21日にはJアラートによる情報伝達訓練や、防災行政無線による放送を行っていないため、放送内容のメッセージがなかったものです。この点につきましては、御指摘を踏まえてホームページの追記いたしました。 ④防災行政無線の点検について、システムが正常に機能したかの市民への報告 防災行政無線は、日々システムによる導通確認や試験放送時の音声放送チェック、年1回の定期保守点検で正常に動作しているかを確認しています。万一、不具合が発見された場合においても、速やかに修繕対応をとり、機能回復させていますので、システムエラーにより使用できない状況にはありません。 しかしながら、修繕対応が長期に及ぶ場合などは、一時的に機能停止をさせることとなりますので、その際はホームページ等で情報共有をさせていただきます。 ⑤弾道ミサイル落下時の行動・避難施設等の掲載について 内閣官房国民保護ポータルサイト 弾道ミサイル落下時の行動についてのページリンクを追加いたします。また、避難可能な地下施設のリストにつきましても、内閣官房国民保護ポータルサイト内の緊急一時避難施設検索ページのリンクを掲載していますのでご参照ください。 ⑥危機管理室のホームページについて 防災・防犯情報のホームページは、各担当者がページの作成・更新を行っております。非常時には庁内各部署と連携し、緊急版ホームページに切り替えるなど迅速に情報提供ができる体制を取っております。 今後とも引き続き、市民の皆様にとってわかりやすく、的確な情報が提供できるよう、適宜ホームページの情報更新等を行ってまいります。	危機管理室	R5.3.22	R5.4.11
28	南海トラフ地震での津波の件	南海トラフ地震で、もし仮にフィリピン沖合で、大地震があり、150mほどの津波が発生した場合、吹田市山田地域への影響は、どのくらい出るのでしょうか？ ハザードマップで示されてる部分と考えていてよろしいのでしょうか。高台に逃げるとというのが、どの辺りに逃げたら津波から命を守れるのか考えておきたくて、メールさせて頂きました。	地震による津波の影響は、発生する場所やエネルギーの大きさ、状況によって大きく変わるものです。平成25年10月に大阪府から公表されております、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定では、吹田市への津波浸水はなし、とされていることから、山田地域への津波の影響はないものと考えております。(下記大阪府のホームページを御参照ください。) 大阪府／南海トラフ巨大地震 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/higai_soutei.html 地震はいつ起こるかわかりません。南海トラフ巨大地震は津波による影響だけでなく地震の揺れによる影響も受けることとなります。御自宅にいる場合だけでなく、外出先でも起こる可能性がございますので、よく行かれる場所についても御確認いただき、災害への備えをお願いいたします。	危機管理室	R4.5.27	R4.6.9